○内閣府・経済産業省令第三号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第八条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　世耕　弘成

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第八条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令の一部を改正する命令

沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第八条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令（平成十四年内閣府・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令 （経営革新計画の承認の申請） **第一条**　沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第十四条第一項の規定により経営革新計画に係る承認を受けようとする特定中小企業者等（沖縄振興特別措置法第六十六条第一項に規定する特定中小企業者（以下単に「特定中小企業者」という。）及び特定組合等（以下単に「特定組合等」という。）をいう。以下同じ。）は、様式第一による申請書一通及びその写し一通を沖縄県知事に提出しなければならない。 ２　［略］ ３　沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項の代表者は三名以内とする。	沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第八条第一項に規定する経営革新計画の承認の申請等に関する命令 （経営革新計画の承認の申請） **第一条**　沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法（以下「法」という。）第八条第一項の規定により経営革新計画に係る承認を受けようとする特定中小企業者等（沖縄振興特別措置法第六十六条第一項に規定する特定中小企業者（以下単に「特定中小企業者」という。）及び特定組合等（以下単に「特定組合等」という。）をいう。以下同じ。）は、様式第一による申請書一通及びその写し一通を沖縄県知事に提出しなければならない。 ２　［略］ ３　沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される法第八条第一項の代表者は三名以内とする。

（経営革新計画の変更に係る承認の申請）

第二条　沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される法第十五条第一項の規定により経営革新計画の変更に係る承認を受けようとする特定中小企業者等は、様式第二による申請書一通及びその写し一通を沖縄県知事に提出しなければならない。

２　［略］

（内閣総理大臣及び経済産業大臣への通知）

第三条　沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される法第十七条第二項の規定により沖縄県知事が沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される法第十四条第一項又は第十五条第一項の規定による承認をした場合には、速やかに申請書の写しに承認した旨を付記して、沖縄総合事務局長を経由して内閣総理大臣及び経済産業大臣に、送付しなければならない。

様式第１

［略］

沖縄振興特別措置法第66条第５項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第14条第１項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

［略］

様式第２

［略］

年　月　日付けで承認を受けた経営革新計画について下記のとおり変更したいので、沖縄振興特別措置法第66条第５項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第15条第１項の規定に基づき承認を申請します。

［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この命令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

（経営革新計画の変更に係る承認の申請）

第二条　沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される法第九条第一項の規定により経営革新計画の変更に係る承認を受けようとする特定中小企業者等は、様式第二による申請書一通及びその写し一通を沖縄県知事に提出しなければならない。

２　［略］

（内閣総理大臣及び経済産業大臣への通知）

第三条　沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される法第六十六条第二項の規定により沖縄県知事が沖縄振興特別措置法第六十六条第五項の規定により読み替えて適用される法第八条第一項又は法第九条第一項の規定による承認をした場合には、速やかに申請書の写しに承認した旨を付記して、沖縄総合事務局長を経由して内閣総理大臣及び経済産業大臣に、送付しなければならない。

様式第１

［略］

沖縄振興特別措置法第66条第５項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第８条第１項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

［略］

様式第２

［略］

年　月　日付けで承認を受けた経営革新計画について下記のとおり変更したいので、沖縄振興特別措置法第66条第５項の規定により読み替えて適用される中小企業等経営強化法第９条第１項の規定に基づき承認を申請します。

［略］